



## 新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定

2020年 9月 30日

日本ソフトウェア株式会社

広報室

標題の件、東京都は感染者数が8月上旬をピークに減少に転じ、減少率も安定してきたことより、2ヶ月近く維持されてきた感染状況の最も深刻な警戒レベルを1段階、引き下げました。また政府は、観光支援策「Go Toトラベル」キャンペーンに10月1日より東京都を対象にする見込みです。ただ、専門家からは感染者数が依然高い水準で推移していることから「感染の再拡大への警戒が必要である。」との認識が示されました。この状況を踏まえて、令和2年10月1日から10月31日までの運用として、会社として下記の対応を実行に移して参ります。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### — 記 —

#### 1. 共通

令和2年10月1日から令和2年10月31日までの運用の改定を致します。従前より、新型コロナウイルスの感染防止を目的として、勤務形態、及び社内の制限事項に関する各種の運用を徹底して参りましたが、別紙「新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定」のとおり、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの運用を改定するものと致します。なお、当面する令和2年10月31日までの間、政府より決定される方針に応じ、今般の改定内容を更新する必要性が発生した場合は、都度、広報するものと致します。また、令和2年11月1日以降の対応については、10月下旬における政府方針に応じ、令和2年10月31日までに広報するものと致します。

#### 2. 本社紀繁ビル勤務者に関して

本社紀繁ビル勤務者の対応は、別紙1、令和2年9月30日付「新型コロナウイルス対策要項」の通りと致します。

### 3. お客様常駐者に関して

お客様常駐者の対応は、以下の通りと致します。

- (1). 原則として、お客様の方針に従います。
- (2). 弊社は、各部署単位でスタッフの常駐先の状況を把握することに努めます。

以下余白

## 新型コロナウイルス対策要項

No.	項目	2020.5.31までの間	2020.6.1から2020.6.30までの間	2020.7.1から2020.7.31までの間	2020.8.1から2020.8.31までの間	2020.9.1から2020.9.30までの間	今回改定後(2020.10.1から2020.10.31)
1	時差勤務	5パターンによる運用。なお、業務の都合上決定した時差勤務を変更することがあり得る。	継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	5パターンによる運用。なお、業務の都合上決定した時差勤務を変更することがあり得る。
2	在宅勤務	各業務、プロジェクトで準備（環境構築、管理基準の設定、セキュリティ基準の設定）が出来次第、速やかに実施。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。	上記期間の各社員の出勤率が、50%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。	上記期間の各社員の出勤率が、75%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。	上記期間の各社員の出勤率が、50%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。	継続する。	上記期間の各社員の出勤率が、50%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。
3	外部への訪問の制限	①お客様訪問可能な場合は、最小限の人数で、可能な限り短時間の面談に心がけて実施。 ②お客様訪問が実施できない場合は、Microsoft Teamsを利用したWeb会議により実施。 ③前項②の実行によって50%の外部への訪問を削減することに努める。	①継続する。なお、制限人数は、2名までとする。 ②継続する。 ③前項②は継続するが、外部への訪問削減について別段の目標値は定めない。一本項は削除扱いとする。	①訪問先のご意向に合わせて、ご訪問人数、ご訪問時間を決定する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①お客様訪問可能な場合は、訪問先のご意向に合わせて、ご訪問人数、ご訪問時間を決定する。 ②お客様訪問が実施できない場合は、Microsoft Teamsを利用したWeb会議により実施。
4	来訪者の制限	禁止。ゲストカード、パートナーカードの発行も停止。	①パートナーカードの発行は停止を継続する。 ②ゲストカードの発行は、業務遂行上、各部、及び各研究チームで2名/日までの来訪を許可する。来訪者を希望する社員は、所定の来訪者手続き（含む、健康状態チェックリスト）を行ったうえ、所属長、または各研究チーム責任者の決済とする。 なお、健康状態チェックリストの内容は、別途、産業医の見解に基づき見直す事とする。	①プロジェクト毎にソーシャルディスタンスを維持することで許可する。 尚、パートナーカードの発行は8枚を限度とする。 ②ゲストカードの発行は、業務遂行上、各部、及び各研究チームで3名/日までの来訪を許可する。 来訪者を希望する社員は、所定の来訪者手続き（含む、健康状態チェックリスト）を行ったうえ、所属長、または各研究チーム責任者の決済とする。	①継続する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①プロジェクト毎にソーシャルディスタンスを維持することで許可する。尚、パートナーカードの発行は8枚を限度とする。 ②ゲストカードの発行は、業務遂行上、各部、及び各研究チームで3名/日までの来訪を許可する。 来訪者を希望する社員は、所定の来訪者手続き（含む、健康状態チェックリスト）を行ったうえ、所属長、または各研究チーム責任者の決済とする。
5	換気	居室は、1日3回（朝、昼、夕）各30分程度の実施。会議室は、前記に加え、使用の都度。	継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	居室は、1日3回（朝、昼、夕）各30分程度の実施。会議室は、前記に加え、使用の都度。
6	会議室の利用制限	①小会議室、及び応接室の利用を禁止。 ②大会議室の利用を5人まで、また、プレゼンテーションルームの利用を10人までとし使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。	①小会議室、及び応接室は、3人までの利用とし、使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。 ②継続する。	①継続する。 尚、情報漏洩を防止する観点より、お取引先、学生との打ち合わせ時は、窓を開放することを条件に扉の閉鎖を許可する。但し、大会議室は除く。 ②継続する。	①継続する。 尚、感染拡大の防止を優先するという観点より、扉は必ず開放する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①小会議室、及び応接室は、3人までの利用とし、使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。尚、感染拡大の防止を優先するという観点より、扉は必ず開放する。 ②大会議室の利用を5人まで、また、プレゼンテーションルームの利用を10人までとし使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。
7	ミーティングスペースの利用制限	利用を1名までとする。	利用を2名までとする。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。但し、サーバーーム内については、左記を継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	利用を2名までとする。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。但し、サーバーーム内については、利用を1名までとする。
8	給湯室の利用制限	利用を1名までとする。	利用を2名までとする。室内での会話を禁止する。	継続する。	継続する。	継続する。	利用を2名までとする。室内での会話を禁止する。

## 新型コロナウイルス対策要項

No.	項目	2020.5.31までの間	2020.6.1から2020.6.30までの間	2020.7.1から2020.7.31までの間	2020.8.1から2020.8.31までの間	2020.9.1から2020.9.30までの間	今回改定後(2020.10.1から2020.10.31)
9	レベル1、2における経営戦略会議、経営会議の開催	①テレビ会議での開催を原則とし、客先常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。 ②社内勤務者のみで開催する場合は、既に周知された会議室の利用制限を厳守する。	①継続する。 ②継続する。なお、上記の新たな会議室の利用制限を厳守する。	①継続する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①継続する。 ②継続する。	①テレビ会議での開催を原則とし、客先常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。 ②社内勤務者のみで開催する場合は、既に周知された会議室の利用制限を厳守する。なお、上記の会議室の利用制限を厳守する。
10	幹部会の開催	休止。	再開する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。	継続する。	継続する。	継続する。	プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。
11	マスクの装着	義務付け。	継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	義務付け。
12	居室入室前の手指消毒	義務付け。	継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	義務付け。
13	居室、及びトイレのドアノブの消毒	当番制の対応。	継続する。	継続する。	継続する。	継続する。	当番制の対応。
14	国内、及び海外出張	禁止。	2020年6月18日まで継続する。2020年6月19日以降は、長野NSK第2システム部における長野-東京間の出張のみ許可する。	海外出張は渡航禁止とする。 国内出張は、許可する。	海外出張は渡航禁止とする。 国内出張は、極力控える。	継続する。	海外出張は渡航禁止とする。 国内出張は許可する。
15	居室における座席配置	一つ間隔の横並び。 対面の回避。	継続する。	継続する。別紙『座席表』参照	継続する。	継続する。	一つ間隔の横並び。対面の回避。 別紙『座席表』参照
16	出社の可否	_____	_____	_____	毎朝検温を行い、37.5度以上あった場合や、咳、のどの痛み、下痢などの症状がある場合には、出社を控え、所属長にその旨報告をする。	毎朝検温を行い発熱があった場合や、咳、息切れ、体の痛み、頭痛、腹痛、疲労感、喉の痛み、下痢など体調が悪いと感じられた方は、かかりつけの医療機関にて診療の上、医師の判断(出社可否等)を仰ぎ、結果を所属長に報告する。	毎朝検温を行い発熱があった場合や、咳、息切れ、体の痛み、頭痛、腹痛、疲労感、喉の痛み、下痢など体調が悪いと感じられた方は、かかりつけの医療機関にて診療の上、医師の判断(出社可否等)を仰ぎ、結果を所属長に報告する。